

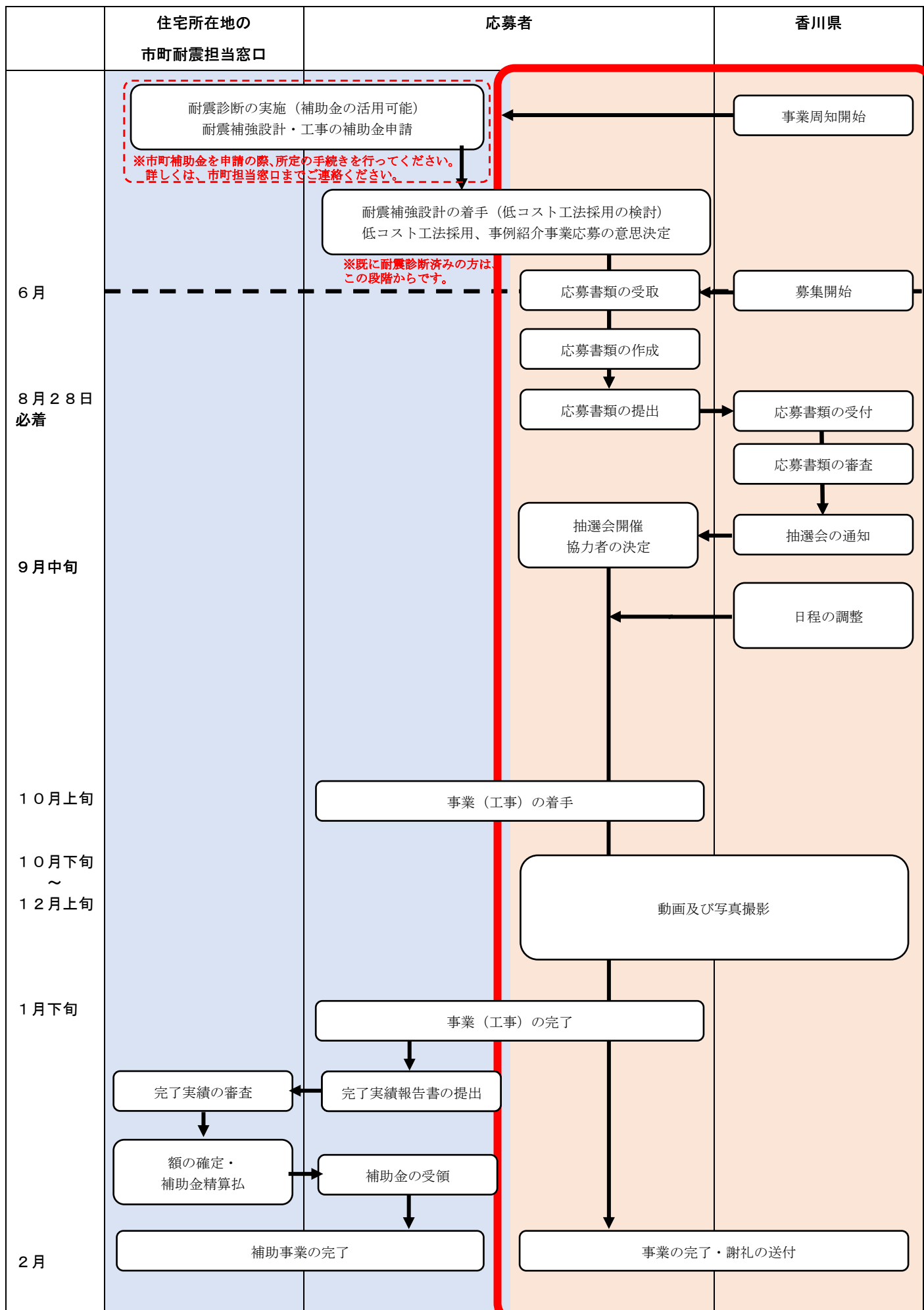
令和2年度  
民間住宅耐震補強 低コスト工法事例紹介事業  
募集要領

令和2年5月



香川県土木部住宅課

# 事業の流れ



## 目次

1	事業の趣旨	1
2	事業の概要	
2-1	協力していただく内容	1
2-2	募集する協力者の数	1
2-3	協力に対する謝礼	1
3	応募の条件	
(1)	応募の条件	2
(2)	住宅の条件	2
(3)	その他の条件	2
4	応募の手続き	
(1)	募集要領の配布	3
(2)	応募書類の受付	4
5	質問の受付	4
6	選定の方法	5
7	その他の留意事項	5
8	問い合わせ先	6

### 応募様式

第1号様式

第2号様式

第3号様式

## 1 事業の趣旨

近い将来、発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震による住宅の倒壊等の被害から、県民の生命、財産を守るため、県では、平成 23 年度から民間住宅耐震対策支援事業を創設し、市町と連携して、民間住宅の耐震診断や耐震改修への支援を行っています。

また、近年は、より一層、住宅の耐震化の促進を図るため、従来の耐震改修工事に比べ、より安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法※」の普及に重点的に取り組んでいます。

本事業では、その一環として、低コスト工法を採用して耐震改修工事を行う方の中から、住宅の状況に応じた多様な補強方法があり、また簡易に施工できる低コスト工法の概要を広く知っていただくために、施工状況の動画や写真等の撮影に協力していただける方を募集します。

※ 低コスト工法とは、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が発行する「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」に掲載されている工法のうち、評価番号がAから始まる工法であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法のことを指します。

低コスト工法に関する資料 <http://www.aichi-gensai.jp/guidebook.html>

## 2 事業の概要

### 2-1 協力していただく内容

住宅の耐震化を検討している所有者や設計者、工事施工者等に、低コスト工法には様々な補強パターンがあることや低コスト工法の施工方法を理解していただくため、工事着工前・工事中・工事完了後の写真及び動画の撮影に協力していただくものです。工事中とは、既存壁・天井の部分撤去、接合部補強金物の固定、アルミアングル又は受材の取付、補強パネル（構造用合板）の取付、仕上げ作業等を想定し、特に低コスト工法の補強方法に関する作業については詳細な撮影を行います。

### 2-2 募集する協力者の数

2組程度

### 2-3 協力に対する謝礼

県産品詰め合わせ 5万円相当

## 3 応募の条件

本事業に応募するためには、以下の（1）から（3）の各号の条件を全て満たす必要があります。

### （1）応募者の条件

ア 下記①～③の条件を満たす者が連名で応募すること。

#### ① 住宅の所有者等

当該住宅の所有者又は3親等以内の親族であること。当該住宅を主たる居住の場

として利用しており、耐震改修工事後も継続して居住する予定であること。

② 補強設計実施者

一級・二級・木造建築士のいずれかの資格を有し、かつ、香川県が開催した次の低コスト工法に係る技術者向け講習会に1回以上参加していること。

- ・平成29年度第3回木造住宅耐震対策講習会（技術者向け）（H30.2.1）
- ・平成30年度第1回木造住宅耐震対策講習会（技術者向け）（H30.7.20）
- ・平成30年度第3回木造住宅耐震対策講習会（技術者向け）（H31.1.12）
- ・2019年度第1回木造住宅耐震対策講習会（技術者向け）（R1.6.7）
- ・2019年度第3回木造住宅耐震対策講習会（技術者向け）（R1.9.20）

③ 耐震改修工事施工者

県内に営業所を有すること。

イ 本事業に協力いただき、その事業において作成した写真や動画を、県のホームページをはじめとする広報活動に利用することに承諾をいただけること。（撮影日程等については、協力者の決定後に調整させていただきます。）

※ 個人情報の取扱いについて

本事業で収集した個人情報は、あらかじめ明示した本事業の趣旨の範囲内で利用します。個人情報の収集目的を超えた利用及び第三者への提供は、香川県個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

(2) 住宅の条件

応募時点において、以下の条件を満たすものとします。

ア 県内に存する昭和56年5月31日以前に着工した木造（在来軸組工法）の住宅であること。

イ 当該住宅が存する市町の民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱に基づき、耐震改修工事の補助申請を行い、交付決定を受けている住宅であること。

(3) その他の条件

ア 低コスト工法による壁補強箇所が2箇所以上あること。

イ 低コスト工法の工事着工前、工事中、工事完了後の写真及び動画の撮影に協力すること。

協力者	協力いただく内容
住宅の所有者等	・写真等撮影対象物件への立入り
補強設計実施者	・工事概要やPRポイントについてのヒアリング
耐震改修工事施工者	・施工手順の撮影にかかる調整 ・写真等撮影にあたり適切な程度の工事現場の整理整頓

## 4 応募の手続き

本事業に関する応募手続等は、以下のとおりです。「3 応募の条件」を確認のうえ、必要な書類を募集期間内に提出してください。

### (1) 募集要領の配布

「8 問い合わせ先」で配布するほか、香川県住宅耐震ポータルサイト  
(<https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/kjs/info226.html>)  
からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)



### (2) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

8月28日(金)(必着)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### イ 提出方法

下表の書類番号1から4を「8 問い合わせ先」まで提出してください(持参、郵送可)。

書類番号	様式番号	書類名称
1	第1号	応募申込書
2		市町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付決定を証する書類の写し
3		耐震改修工事に係る補強設計図書 (1) 配置図、各階平面図 (耐震改修工事の施工箇所と採用工法を示したもの) (2) 補強設計時の構造評価がわかる計算書
4	第2号	施工計画書

#### ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

#### エ 応募書類の返却

提出された応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。なお、応募書類は本事業に係る協力者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

## 5 質問の受付

### (1) 受付期間

7月31日(金)まで

### (2) 提出方法

第3号様式に記入のうえ、郵送、FAX若しくは電子メールで送付してください。  
(アドレス: [jutaku@pref.kagawa.lg.jp](mailto:jutaku@pref.kagawa.lg.jp))

なお、電子メールの件名は「【質問：民間住宅耐震補強低コスト工法事例紹介事業】」としてください。提出に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

ア FAX又は電子メールで質問を送信された方は、誤送信などによる未着を防止するため、送信した旨を住宅課まで電話（087-832-3584）でご連絡ください。（土、日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 質問への回答は、「香川県住宅耐震ポータルサイト」に随時掲載します。

（8月14日までは、全ての回答を掲載します。）

（<https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/kjs/info226.html>）に掲示し、個別には回答しません。

## 6 選定の方法

### （1）選定方法

3の応募条件を満たす応募者の中から、次の観点で選考を行い、協力者をそれぞれ選定します。

- ・天井や床及び壁の撤去を極力せずに耐震補強を行う状況が、分かりやすい工事であるか。
- ・耐震補強に要する費用の縮減や工事期間の短縮を目指した設計を実施しているか。

※補強箇所に、下表の工法が含まれているものを優先的に選定することがあります。

A-100 大壁 構造用合板厚 9mm	A-161, A-173
A-200 大壁 構造用合板厚 12mm	A-222, A-223, A-233 カ, A-233 マ, A-242, A-244, A-263, A-273, A-274, A-284
A-300 真壁 構造用合板厚 9mm	A-316, A-326, A-334, A-335, A-365
A-400 真壁 構造用合板厚 12mm	A-422, A-423, A-426, A-433, A-442, A-455, A-465

### （2）選定の対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 提出書類が要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合

ウ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

## 7 その他の留意事項

ア 応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

イ 応募書類の提出後において、応募書類に記載された内容を変更する場合は、あらかじめ

申し出てください。

ウ 謝礼は、住宅の所有者等に送付します。

エ 選定された場合、補強設計図書に係る見積書（耐震改修工事とその他の工事を区別したもの）を提出いただきます。

## 8 問い合わせ先

香川県土木部住宅課 住生活企画グループ

所在地：高松市番町四丁目1番10号 県庁東館7階

電話番号：087-832-3584 FAX 番号：087-806-0247

E-mail：jutaku@pref.kagawa.lg.jp



応募様式

## 第1号様式

年 月 日

香川県知事 殿

住宅の所有者等 住 所  
氏 名 印

補強設計実施者 商号又は名称  
主たる事務所の  
所 在 地  
氏 名 印  
(法人にあつては、代表者の氏名)

耐震改修工事施工者 商号又は名称  
主たる事務所の  
所 在 地  
氏 名 印  
(法人にあつては、代表者の氏名)

## 民間住宅耐震補強低コスト工法事例紹介事業

### 応募申込書

民間住宅耐震補強低コスト工法事例紹介事業の募集要領に記載された事項の一切を遵守することを誓約し、本事業について応募します。

第2号様式

施工計画書

	月		10月					11月				12月				1月		
	週	日	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週
			9/28 ～ 10/4	10/5 ～ 10/11	10/12 ～ 10/18	10/19 ～ 10/25	10/26 ～ 11/1	11/2 ～ 11/8	11/9 ～ 11/15	11/16 ～ 11/22	11/23 ～ 11/29	11/30 ～ 12/6	12/7 ～ 12/13	12/14 ～ 12/20	12/21 ～ 12/27	12/28 ～ 1/3	1/4 ～ 1/10	1/11 ～ 1/17
工事施工 期間の合計	ヶ月																	
	週間																	
養生																		
解体																		
金物取付																		
面材取付																		
仕上げ																		
清掃																		
(その他)																		
断熱工事																		
バリアフリー化																		

※各種作業内容ごとに、工事を施工する週に全て●を記載してください。

※工種が多い場合は行を追加してください。

※  ……この色の範囲に、記入してください。

### 第3号様式

香川県土木部住宅課住生活企画グループ あて

電話番号：087-832-3584

FAX 番号：087-806-0247

E-mail：jutaku@pref.kagawa.lg.jp

## 質 問 書

住 所	
氏名又は称号	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

民間住宅耐震補強低コスト工法事例紹介事業に関し、次の事項について質問します。

質問 番号	募集要領 のページ	募集要領の 具体的内容	質問事項

※ ・・・この色の範囲に、記入してください。